

○経済産業省告示第百五十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十二月十五日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 〔略〕 二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十	一 〔略〕 二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十

四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。

）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ又はホに掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために

四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。

）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ又はホに掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために

直接又は間接に行われるものを含む。）

イスル 「略」

ヲ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦
及びベラルーシ共和国以外の国の団体として
外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる
国際平和のための国際的な努力に我が国とし
て寄与するために講ずる資産凍結等の措置の
対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国
以外の国の団体を指定する件（令和五年外務
省告示第四百四十五号）で定めるものをい
う。）

ヲレ 「略」

三〇五 「略」

直接又は間接に行われるものを含む。）

イスル 「略」

「新設」

ヲタ 「略」

三〇五 「略」

備考 「略」	備考 「略」
備考 表中の「」は注記である。	